



円滑な 事業承継 をサポートします!!

資金  調達

相談・対策

金融機関から
資金を調達したい!

Support

①

事業承継のための 資金調達

事業承継に必要な資金の調達をサポート!

事業承継保証
【SYOUKEI】

長崎県事業承継資金保証
【県事業承継】

さまざまな資金使途に対応します。
詳しくは裏面をご覧ください。



事業承継に
ついて相談したい!

Support

②

事業承継についての 相談と対策

長崎県事業承継・引継ぎ支援センターと
連携し、事業承継の問題点と対策をサポート!

経営者の高齢化と
後継者の不在

事業承継を
進める手順

経営資源を
引き継ぐ方法

保証の対象者と対象資金

(1) 個人事業主から事業の承継を行う個人もしくは会社

- ①被承継者との事業譲渡契約等に基づく事業の譲受(買取)資金
- ②申込人以外の者が所有している事業用資産の取得資金
- ③その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金

(2) 代表者の交代による経営の承継を行う会社

- ①申込人およびその代表者以外の者が保有している申込人の議決権株式の取得資金
- ②申込人およびその代表者以外の者が所有している事業用資産の取得資金
- ③前代表者への役員退職金支払資金
- ④その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金



(3) 事業承継のために設立された持株会社

- ①事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括取得する資金
- ②申込人、その代表者および事業会社以外の者が所有している事業用不動産の取得資金
- ③その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金

(4) 被承継者の事業の承継を行う個人もしくは会社

- ①事業会社の発行済議決権株式の取得資金
- ②申込人およびその代表者以外の者が所有している事業用資産の取得資金
- ③その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金

制度名(略称)	事業承継保証(SYOUKEI)	長崎県事業承継資金保証(県事業承継)
保証限度額	2億8,000万円 (普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円)	1億円 (県事業承継特別保証および 県特定経営承継関連保証と合算して1億円以内)
保証期間	20年以内	運転資金10年以内 設備資金15年以内
保証料率	年 0.36%~1.52%	年 0%~1.12%
貸付利率	金融機関所定利率	年1.65%
担保	必要に応じて(不動産取得資金の場合は、原則として融資対象物件を担保としてご提供いただきます。)	
保証人	必要に応じて(法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。) (上記(3)の場合は代表者ならびに事業会社の法人保証となります。)	
添付書類	①事業承継計画書 ②資金使途に係る確認資料 ③株式取得資金のときは、税理士または公認会計士が作成した株式評価算定書 ④上記(3)のときは ・持株会社および事業会社の定款(写)、株主名簿(写) ・事業会社の履歴事項全部証明書 ⑤県税の納税証明書(未納がない旨のもの)	

※借入金額、返済期間、資金使途などに応じて、他にも事業承継にかかる保証制度があります。
詳しくは、保証協会のホームページをご覧ください。

事業承継のための資金調達のご相談は

事業承継についての相談と対策は

 NAGASAKI GUARANTEE
長崎県信用保証協会

ホームページ <https://www.cgc-nagasaki.or.jp>

本所 長崎市桜町4番1号(長崎商工会館内6F・7F)
TEL 095(822)9171(代)

佐世保支所 佐世保市常盤町2番17号
TEL 0956(23)3295



長崎県事業承継・引継ぎ支援センター

ホームページ <https://nagasaki-hikitsugi.go.jp>

所在 長崎市桜町4番1号 長崎商工会館1階
TEL095-895-7080

